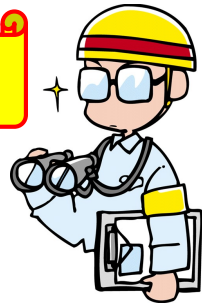


## 本当に!?その柱状地盤改良工事は必要なのでしょうか?



木造2階建て住宅（建物接地圧 30KN/m<sup>2</sup>程度）にて、その荷重が影響する範囲で地盤支持力不足が認められるケースの多くは地表面～2.0m程度です。実際スクリーウェイト貫入(SWS)試験を実施して「柱状地盤改良が必要」という判定が出た現場を再調査すると、盛土部分の表層地盤改良程度で十分な場合がたくさんあり、極端なケースではそのまま直接ベタ基礎で対応可能な宅地もありました。

**ズバリ! 「柱状地盤改良が必要」という判定が出た現場をアーステクトにご相談ください。**

### チェック1: 簡易地盤考察 (無料)

メール(et@earth-tect.co.jp)

現場の住宅地図をアーステクトまでお送りください。FAX(076-223-0366)

地盤調査履歴や土地の地盤状況を簡易考察して、地盤の概略をご報告します。

例えば・・・

- ①ベタ基礎でいける可能性あり
- ②表層地盤改良で十分対応可能
- ③ここはやっぱり柱状改良が必要です、等

簡易考察の結果、①または②の地盤判定が期待できる場合は

**チェック2: 地盤調査**をご依頼ください。

### チェック2: 現地地盤調査 (調査費用は原則成功報酬型)

表面波探査試験による地盤調査をさせていただきます。

**※判定結果は即日ご連絡します!**

ただし、地盤調査結果が「③柱状地盤改良判定」の場合、調査費用は無料です。

「①ベタ基礎」または「②表層地盤改良判定」の場合のみ、通常的地盤調査費用をいただき地盤調査報告書を作成させていただきます。



## つまり安心。低コストの地盤保証制度。。。

地盤判定が「柱状地盤改良」で変わらない場合は、現地調査後であっても無料です。各種地盤保証（10年または20年保証）が付保できます。※別途、保証料が必要  
弊社の表面波探査試験による正確な地盤調査により、何となく慢性化している高額な地盤改良工事の必要性に鋭いメスを入れます。(※2022年度の調査実績1,400件/年)  
地盤調査・保証は、創業42年、地盤調査会社のアーステクトにお任せください。

※表面波(レイリー波)探査試験: 国土交通省告示【第1113号-第1項・物理探査】

〒920-0057 石川県金沢市桜田町 2-116

Tel.076-223-6610 Fax.076-223-0366

URL: <http://www.earth-tect.co.jp>

メール: [et@earth-tect.co.jp](mailto:et@earth-tect.co.jp)

株式会社

**アーステクト**

